

平成27年9月関東・東北豪雨災害における課題・実態と
本ワーキンググループで検討すべき論点(案)

平成27年11月17日
水害時の避難・応急対策検討ワーキンググループ(第1回)

平成27年9月関東・東北豪雨において大きな被害が発生した自治体

県名	市町村名	死者 (消防庁 10月2日18:00時点)		住家被害 ※床下浸水を除く (自治体への聞き取り)
		人数	概要	棟数
宮城県	栗原市	2名	軽自動車が流され、乗っていた40歳代女性が救出されたが、搬送先の病院で死亡を確認(9月11日) 60歳代男性が行方不明となり、検索活動を実施していたところ、熊川で発見され死亡を確認(9月12日)	86棟
	大崎市	0名		
茨城県	常総市	2名	50歳代男性が水田の中で倒れているのを通行人が発見、現場にて死亡を確認(9月13日)	3,737棟 ※茨城県災害対策本部 10月22日16時時点
			水が引いた浸水地域から70歳代男性が発見され、現場にて死亡を確認(9月13日)	
	境町	1名	40歳代男性が9月10日に自転車で自宅を出たまま行方不明となり、検索活動を実施していたところ、発見され現場で死亡を確認(9月16日)	246棟
栃木県	栃木市	1名	60歳代男性が水没した車から発見され、現場にて死亡を確認(9月13日)	1,140棟 ※事業所等を含む
	鹿沼市	1名	住宅に土砂が流入し、巻き込まれ行方不明となっていた60歳代女性が発見され、搬送先の病院にて死亡を確認(9月10日)	548棟
	小山市	0名		932棟

※上記のほか、日光市において排水溝清掃中の転倒により死者(1名)が発生している。

※この数値は速報値であり、今後の精査により変更する可能性がある。

本ワーキンググループで検討すべき論点(案)

【論点1】 河川氾濫における避難のあり方について

- ・避難勧告等の発令タイミング・区域の設定を支援するための仕組み
- ・河川沿いの住民の確実な早期避難
- ・屋内安全確保のあり方
- ・市町村の区域を越えた避難のあり方
- ・指定緊急避難場所の指定促進
- ・避難行動要支援者名簿の作成促進
- ・要配慮者利用施設における避難

【論点2】 事態の進展に応じた情報提供のあり方について

- ・避難場所開設を条件としない避難勧告発令の徹底
- ・避難行動や救助活動を判断するために伝達すべき情報のあり方
- ・住民に避難勧告等を確実に伝達するための方法
- ・被災者に対するきめ細やかな情報提供
- ・外国人への対応

【論点3】 応急対策を支える仕組み・支援について

- ・災害対策本部・支所の体制整備
- ・情報収集・発信・広報の円滑化
- ・被災自治体の負担軽減のための支援

【論点4】 被災生活の環境整備と再建早期化について

- ・避難所における生活環境の確保
- ・避難生活時の防犯対策
- ・生活再建の早期化のための仕組み・支援

【論点5】 ボランティアと行政との連携・協働について

- ・ボランティア活躍の場の拡充
- ・被災者との接点機能としてのボランティア
- ・ボランティア受入れの円滑化
- ・ボランティアによる継続的な支援

【論点6】 地域における防災力の向上について

- ・首長、防災担当職員、地域住民の研修・訓練等
- ・業務継続性の確保
- ・自助・共助の取組の推進
- ・水害保険・共済の普及促進

上記論点については、ワーキンググループでの議論を踏まえ、追加・修正を行っていく

【論点1】河川氾濫における避難のあり方について

実態・課題(被災自治体の事例)

○避難勧告の発令基準等を定めていない

- ・避難勧告等の発令タイミング、対象区域等について、具体的に定めていなかったため、発令タイミングが遅れたり、対象区域に漏れが生じた。
- ・浸水想定区域図が公表されている河川であっても、堤防の決壊を想定せず、現地での浸水情報等を基に避難勧告等の発令区域を判断していた。

○経験等に過度に依存してしまった

- ・過去に氾濫した河川に警戒したり、先に被災した箇所への対応に手間取ったりした結果、別の河川への警戒が手薄になった。
- ・過去の実績のみを参考に避難勧告等の発令区域を設定し、浸水が想定されているにもかかわらず避難勧告等の対象から外してしまっていた。

○逃げようとした際には動けなくなった

- ・車による避難の交通需要をさばき切れず渋滞が発生したり、内水氾濫による道路冠水で歩行も困難となった。

検討すべき論点(案)

○避難勧告等の発令タイミング・区域の設定を支援するための仕組み

- ・過去の経験等に過度に依存せず、堤防決壊による浸水想定区域に基づいて避難勧告等の発令対象区域を設定する等、最悪の事態を想定することを徹底すべきではないか。
- ・内水氾濫や道路渋滞も考慮したリードタイムの設定が必要ではないか。
- ・これらを踏まえ、あらかじめ避難勧告等の発令タイミングや区域を設定し、住民に周知しておくことを徹底すべきあるが、そのためには専門的知識が不可欠であることから、河川管理者が積極的に助言する仕組みが必要ではないか。

【論点1】河川氾濫における避難のあり方について

実態・課題(被災自治体の事例)

○河川近くの氾濫流は極めて激しい

- ・鬼怒川の決壊点付近の建物は氾濫流によって流失した。
- ・小河川であっても、河岸侵食等により建物が流失したり、流失した住宅等が橋をせき止めて、氾濫流の流れが変わったりする等、過去の実績からは予想を超えるような被害を受けた。

○立ち退き避難がかえって危険な場合がある

- ・小河川は、水位上昇が極めて速く、水位計が設置されていないことが多いため、水防団や住民からの通報があった時には、既に氾濫が始まっていることが多い。その時点から立ち退き避難するとかえって危険である。
- ・小河川の氾濫による浸水深は、田畑では深くなることがあったが、宅地においては2階の床上までは浸水することはなく、屋内安全確保で身を守ることができた。
- ・水害関連の死者のうち、1名は避難が遅れ建物が流されたことによるが、そのほかは外出時に亡くなっている。

検討すべき論点(案)

○河川沿いの住民の確実な早期避難

- ・河川沿いは立ち退き避難を原則とすることを徹底すべきではないか。
- ・国土交通省が設定を進めている「家屋倒壊危険ゾーン」に基づくハザードマップ作成を急ぐべきではないか。

○屋内安全確保のあり方

- ・十分な時間的余裕をもって立ち退き避難をすることが原則ではあるが、逃げようとした際には、既に浸水が始まっている場合もある。そのような状況において、立ち退き避難か屋内安全確保のいずれが適切か、住民が判断できるよう、住んでいる地域で想定される被害の状況（浸水深、氾濫流による家屋倒壊、氾濫流の流れる方向、浸水継続時間等）について、事前に周知しておく必要があるのではないか。

【論点1】河川氾濫における避難のあり方について

実態・課題(被災自治体の事例)

○市町村の区域を越えた広域避難を検討していない

- ・自治体内で避難を完結しようとするあまり、避難誘導に無理が生じた。市内の東半分が浸水するような浸水想定となっているが、隣接自治体との具体的な避難先の協議をしていなかった。

○避難行動を支援する制度が活用されていない

- ・洪水用の指定緊急避難場所の指定が完了していない。
- ・避難行動要支援者名簿の作成が完了していない。

○病院をはじめとする要配慮者利用施設からの避難が間に合わず孤立した施設に取り残された要配慮者がいる

- ・施設が浸水で孤立した。重症の患者から順に救出されたが、全ての入院患者の救出が完了したのは、決壊3日後だった。

検討すべき論点(案)

○市町村の区域を越えた避難のあり方

- ・近隣の自治体の協力・連携により、自治体内の避難にとらわれない広域的な避難を検討することが必要ではないか。

○指定緊急避難場所の指定促進

- ・指定緊急避難場所の指定を早期に完了させるべきではないか。

○避難行動要支援者名簿の作成促進

- ・避難行動要支援者名簿の作成を早期に完了させるべきではないか。

○要配慮者利用施設における避難

- ・要配慮者施設については、避難確保計画の策定、避難訓練、施設の浸水対策等を積極的に推進することが必要ではないか。

【論点2】事態の進展に応じた情報提供のあり方について

実態・課題(被災自治体の事例)

○避難勧告の発令をするにあたり、避難場所の開設を待った

- ・「避難勧告＝避難場所への立ち退き避難」という住民意識が強いため、避難場所の開設が避難勧告発令の前提条件となっている。

○外出を避けるために避難勧告等をあえて発令しなかった

- ・夜間に小川があふれたが、立ち退き避難せずに屋内にとどまった方が安全と判断し、避難勧告等を発令しなかった。

○被害が拡大する状況にあって適切な情報提供ができていなかった

- ・夜間における小川の決壊に際し、現場での避難呼び掛けを最優先にしたため、「堤防が決壊した」という事実を住民に伝えられなかった。
- ・鬼怒川の堤防が決壊した後、氾濫水が到達する見込み時刻、浸水が継続する見込みの時間等を十分に周知できていなかった。

参考となる事例・意見

- ・「夜間ですので、無理な外出は避け、自宅2階の垂直避難も検討してください」と、屋内安全確保も避難行動の選択肢であることを呼びかけた自治体もあった。
- ・氾濫水の到達見込み、浸水継続見込みの情報は、救助活動、搜索活動にとっても重要である。

検討すべき論点(案)

○避難場所開設を条件としない避難勧告発令の徹底

- ・避難勧告発令前に避難場所を開設していることが望ましいが、状況が切迫した場合には避難場所の開設が完了していなくとも、避難勧告等の発令（または状況切迫度の説明）を徹底すべきではないか。

○避難行動や救助活動を判断するために伝達すべき情報のあり方

- ・夜間等の外出が危険な状況で小川の浸水が始まった場合、屋内安全確保も選択肢としてあり得ることを、住民に伝達する必要があるのではないか。
- ・切迫感や危険度を伝達し、避難行動を促すとともに、立ち退き避難と屋内安全確保のいずれが適切か、住民自身に判断してもらうには、平時からの取り組みとあわせ、決壊後にも適宜情報を提供することが必要ではないか。（この情報提供は救助活動、搜索活動にも活用される）

【論点2】事態の進展に応じた情報提供のあり方について

実態・課題(被災自治体の事例)

○防災情報が十分に伝達されていない

- ・多様な伝達手段を用意していても、手段の数だけ職員も必要となる。配信作業に充てる職員を確保できず、十分に使いこなせていない事例があった。
- ・防災行政無線(同報系)の屋外拡声子局や広報車での伝達は豪雨時には聞き取りにくいという住民がいる。
- ・緊急速報メールは市域全体に出されるため、避難勧告等の発令区域を絞る場合には使用がためられる。また、隣接市と近接している区域では、隣接市のメールが配信されることもある。
- ・被災後の各種情報提供は日本語のみの提供がほとんどである。(主要内容については、ホームページにおいて英語とポルトガル語で提供している事例、避難所に外国語を貼り出した事例もある)

参考となる事例・意見

- ・自主防災組織や消防団が地域内で声を掛け合って避難している事例もある。(知っている人から直接伝達されることが最も効果的であるとの意見があった)
- ・コミュニティFM、CATVが自発的に災害情報、復旧支援情報を発信してくれた。常総市、栃木市では被災者へのきめ細やかな情報提供のため、臨時災害放送局を開設した。
- ・外国人の住民間では、人的なネットワークが形成されている。外国語支援をしてくれたボランティアもいる。

検討すべき論点(案)

○住民に避難勧告等を確実に伝達するための方法

- ・様々な伝達手段の特性を理解し、地域特性や発信の負担も考慮して、適切に伝達手段を組み合わせることが必要ではないか。
- ・複数の伝達手段を活用する際の負担軽減を図ったり、防災担当者以外の要員を確保したりする等の必要があるのではないか。

○被災者に対するきめ細やかな情報提供

- ・被災後しばらくの間は、被災者に必要となる様々な情報を提供する手段を確保しておくべきではないか。

○外国人への対応

- ・日本語が十分に理解できない外国人に対する情報伝達を充実するにはどうすべきか。

【論点3】応急対策を支える仕組み・支援について

実態・課題(被災自治体の事例)

○情報処理・問合せ対応による混乱

- ・初期段階においてはインターネット等により河川情報、気象情報をこまめに確認していた。しかし、ある時刻を境に一気に現場からの通報が増え、情報を処理仕切れなくなった。
- ・多忙を極めると、情報収集・伝達作業において、平時ならすぐ気付くような単純ミスが多くなっていった。
- ・特に、災害対策本部を別室に設けていなかった自治体においては、防災担当職員に現場からの情報が集中する一方、庁内他部局職員との情報共有に手間取った。現場からの情報、河川管理者等からのFAX、住民からの問合せ、マスコミ対応を、防災担当職員のみで処理せざるを得なくなり、状況確認、情報伝達、意思決定、現場への指示にかかる時間がとれなくなっていった。

○情報発信・広報の混乱

- ・広報担当職員との情報共有が不十分で、情報発信を防災担当職員自ら実施する必要が生じたり、発信した情報に誤りが生じたりした。
- ・各マスコミにそれぞれ対応し、非常に時間をとられた。執務室や災害対策本部室まで入って取材するマスコミもあり、災害対応に支障を来した。

検討すべき論点(案)

○災害対策本部・支所の体制整備①

- ・的確な災害対応のためには、防災担当職員の負担を可能な限り軽減することが必要ではないか。
- ・そのために、災害対策本部室の物理的な構成、庁内職員の役割分担等について、優良事例の紹介や標準的な仕様を示すようなことは考えられないか。
- ・災害時においては状況を詳細に分析し判断しているといまはほとんどないことから、情報処理の手順、避難勧告等の発令判断の基準や、住民への伝達文章のひな形等について、可能な限り事前に決めておくことを徹底すべきではないか。

○情報収集・発信・広報の円滑化

- ・情報収集・発信の操作訓練を実施しておく必要があるのではないか。
- ・多忙を極める防災担当職員が瞬時にどこが危険な状況となっているかを把握できるように、(または防災担当でない職員であっても容易に理解できるように)、河川管理者、気象庁から提供される情報の表現を工夫できないか。
- ・専任の広報担当者の任命、定刻記者会見の開催等、マスコミを通じた広報のあり方について、事前に決めておく必要があるのではないか。

【論点3】応急対策を支える仕組み・支援について

実態・課題(被災自治体の事例)

○計画通りに体制の充実をはかれない

- ・ある段階を超えると、土砂災害、内水氾濫、外水氾濫といったあらゆる災害が各所で頻発するようになったが、その前に災害対応体制の充実をはかることができなかった。
- ・職員を招集した段階では既に道路が冠水しており、幹部職員の半数が役所までたどりつけなかった自治体もある。また、途中から災害対応に参加したとしても、防災担当職員が他部局の職員に状況を説明しているいとまがなく、防災担当職員がますます多忙になる。役所全体が実質的に機能するには対応のピークを越えてからになる。

○広大な面積を有する市町村においては個々の地域への目配せが難しい

- ・広大な面積を有する市町村においては、各地域の状況への目配りが難しくっている状況も起きている。支所を設ける等の工夫をしているが、災害発生現場と市町村の災害対策本部が物理的に離れている場合、現場の状況をリアルタイムで把握しづらい場合がある。

参考となる事例

- ・豊岡市では、災害時に地域災害対策本部を強化するため、本庁から職員を送り込む体制を構築している。

検討すべき論点(案)

○災害対策本部・支所の体制整備②

- ・参集できない職員がいること、情報引継に時間を要することを考慮して、職員参集ルールを定めておく必要があるのではないかな。
- ・面積の広い自治体では、災害対策本部において、災害現場の状況を迅速に把握し、適切な対応を行うことができるようにするための方策を検討する必要があるのではないかな。

【論点3】応急対策を支える仕組み・支援について

実態・課題(被災自治体の事例)

○被災地外からの多数の応援部隊による応急対策活動の調整

- ・救助・捜索のため、警察、消防、自衛隊、海保等の多数の応援部隊が集結することから、組織の枠を超えた情報共有・活動調整が必要となった。例えば、常総市での救助活動においては、極めて狭小な地域での多数の救助ヘリコプターの活動を、県災害対策本部、各機関のリエゾンが調整した。

○被災自治体に派遣された職員を十分に頼り切れていない

- ・自衛隊、警察、消防による救命救助活動、国土交通省のテックフォースによる排水作業はありがたかったが、国や県から派遣されたリエゾンについては、位置付けがよく分からず、派遣された人にとどこまで依頼していいのか、判断に迷った。
- ・日頃からコミュニケーションをとっている人・組織でないと、いざという時に頼りにできない。

検討すべき論点(案)

○被災自治体の負担軽減のための支援

- ・国・都道府県・市町村・民間による支援策を継続するとともに、さらに充実できることはないか。例えば、各機関による応援部隊の現地での活動調整等の支援の円滑化、災害を経験した自治体の経験共有等をはかれないか。
- ・日頃からコミュニケーションをとっておくことで、支援する側・される側の信頼関係を深めておくことが必要ではないか。

【論点4】被災生活の環境整備と再建早期化について

実態・課題(被災自治体の事例)

○避難所の生活環境が確保されていない

- ・ 停電・断水し、汚物処理に困った。仮設トイレは水に浮いてしまい使えなかった。車でのアクセスが可能となつてからは、給水車で水を確保し、バケツで水を流してトイレの対応をした。
- ・ 各避難所で、物資について過不足の調整がなされなかった。
- ・ 発災後2週間経っても、食事がおにぎり、菓子パン、不定期な炊き出しのみであった。
- ・ 要配慮者等に対する福祉避難所、福祉避難スペース等の確保が十分でなかった。
- ・ 避難所の運営マニュアルが事前に策定されていなかった。

○被災地において窃盗が発生した

- ・ 警察が防犯活動を実施したが、窃盗が発生した。

検討すべき論点(案)

○避難所における生活環境の確保

- ・ 避難所のトイレの確保、改善を図るべきではないか。
- ・ 断水・停電を前提として、避難所で最低限必要な物資の備蓄を考えるべきではないか。
- ・ 物資支援のあり方について、整理すべきではないか。
- ・ 要配慮者等に対する福祉避難所、福祉スペース等の確保について、整理すべきではないか。
- ・ 避難所の運営マニュアルを事前に策定することを徹底すべきではないか。

○避難生活時の防犯対策

- ・ 避難生活時の防犯対策を強化する方策が考えられないか。

【論点4】被災生活の環境整備と再建早期化について

実態・課題(被災自治体の事例)

○災害復旧段階の負担も大きい

- ・災害復旧の段階になっても、被災経験がないと何に手をつけて良いか、どのように対応すれば良いか分からなかった。
- ・災害廃棄物の総量の見込み、集積場所の確保、分別・処理作業等、廃棄物については頭を悩ませた。
- ・被災者からの相談対応、廃棄物処理、避難所運営、罹災証明発行、市管理インフラの復旧等、職員が対応すべきことが山積している。

○元の生活に戻るまで時間を要している

- ・被災者の生活再建の早期化に時間を要している。
- ・発災後1ヶ月以上経っても、避難所が閉じられていないため、授業等への影響が出ている。
- ・各種の指定や手続き等が迅速に進むことが、住民や自治体職員が前向きに復旧に取り組むための前提条件となっている。

参考となる事例・意見

- ・被災自治体以外の行政等も、被災者の早期の生活再建に資する対策を実施している。
- ・近隣自治体との災害時応援協定に基づき、職員派遣してもらった。全国の自治体からも、被災直後の対応については福知山市が助言してくれ、廃棄物処理では横浜市、名古屋市が支援してくれた。
- ・豊岡市や三条市は「災害時にトップがなすべきこと」をFAXする取り組みを実施している。

検討すべき論点(案)

○生活再建の早期化のための仕組みと支援

- ・既存制度の活用徹底、運用の工夫による迅速化等を図るため、自治体において事前にマニュアルを整備すべきではないか。
- ・国・都道府県・市町村・民間による支援策を継続するとともに、さらに充実できることはないか。例えば、被害認定調査や罹災証明書交付の円滑化、激甚災害指定の早期化、災害救助法の的確な運用等に対し、被災自治体への支援ができないか。
- ・復旧段階における市町村間の相互支援等、被災自治体を支援する取組を普及促進していくべきではないか。

【論点5】ボランティアと行政との連携・協働について

実態・課題(被災自治体の事例)

○被災者ニーズとボランティア支援とのミスマッチング

- ・各市町村で延べ約180～31,000人・日のボランティアが活動した。
- ・片づけや清掃等の一般的な業務を行うボランティアの活動に加え、避難所運営支援や間取りへの助言、高圧洗浄機による被災者宅の清掃、床板はがし、避難者の話聞きをしてもらう、外国語への翻訳等、専門的な知識・機材を有するボランティアも活動した。
- ・被災者のニーズと、ボランティアの支援内容がうまくマッチングできない例があった。

○ボランティアへの期待

- ・避難所の閉鎖情報など、本来、地方公共団体が伝えるべき情報を被災者がボランティアに尋ねる例があったが、ボランティアには情報がなかった。

参考となる事例・意見

- ・旧山古志村では被災者に対し、村役場職員は制度面の対応等村民全体にかかること、ボランティアが個別の生活相談・対応・村役場へのつなぎと役割分担した。

検討すべき論点(案)

○ボランティア活動の場の拡充

- ・専門知識や機材を持っているボランティアが効果的に活動できる方策をとれないか。
- ・発災時の調整機能を確保するために、平常時から行政(社会福祉協議会含む)とボランティア団体等との間をつなぎ、情報共有、連絡・業務調整を行う仕組みが、全国レベル、地元レベルで必要ではないか。その仕組みが定着するためには、顔つなぎや交流、訓練など平常時の活動が必要ではないか。
(なお、一元化、組織化等はボランティア団体にはなじまない一面があることに留意が必要)

○被災者との接点機能としてのボランティア

- ・被災者と直接接することになるボランティアが、地方公共団体からの情報を伝える役割を担えるのではないか。
- ・ボランティアが集めた被災者のニーズを地方公共団体に伝えるなど、地方公共団体の情報収集の一翼を担うこともできるのではないか。

【論点5】ボランティアと行政との連携・協働について

実態・課題(被災自治体の事例)

○ボランティアの受入れ時の混乱

- ・ 初期段階に置いてはボランティア受入れに混乱が見られた。
- ・ 東日本大震災時に被災地に支援に行った、過去の災害時に設置した等、ボランティアセンターの設置・運営を経験したことが、初期段階では非常に役だった。
- ・ ボランティア受入れに不慣れな自治体では、ボランティア団体を信頼できるのかわからないという事例があった。

○ボランティア支援が継続しない

- ・ 被害が深刻な地域はすぐに復旧作業に入れなため、復旧を本格的に始めた時には報道が減るなどの被災地外の関心が薄れ、ボランティアは少なくなってしまった。

参考となる事例・意見

- ・ 兵庫県佐用町では、町長がTVでボランティアの応援依頼を訴えた。

検討すべき論点(案)

○ボランティア受入れの円滑化

- ・ 初期段階での混乱を軽減する方策がとれないか。例えば、行政とボランティア団体等と連絡調整等を行う仕組みや交流等が有効ではないか。この仕組み等は信頼感の醸成にも資するのではないか。
- ・ ボランティアの受け入れ組織は、地元レベルで一元化すべきではないか。
- ・ 行政とボランティア間の連携調整のノウハウ蓄積、人材育成が必要ではないか。

○ボランティアによる継続的な支援

- ・ 被災後しばらく経っても継続的にボランティア支援してもらおう方策をとれないか。例えば、ボランティアを継続的に求める自治体から全国への情報発信が必要ではないか。

【論点6】地域における防災力の向上について

実態・課題(被災自治体の事例)

○防災担当職員の育成

- ・ 防災担当の専任職員については、本庁において少ないところで2名、多いところで10名程度である。人事異動サイクルが2~3年となっているため、なかなか専門家が育たない。

○訓練の未実施

- ・ 地震想定での防災訓練は毎年実施しているが、水を想定した訓練をしていなかった。

○業務継続を十分に意識していない

- ・ 業務継続計画を策定していなかった。
- ・ 庁舎等が浸水することを想定していなかった。庁舎屋外に設置した非常用電源は嵩上げていたが、水没した。また、災害時に通じる多様な通信手段を十分に確保していなかった。

参考となる事例

- ・ 防災担当の前任者を近くに配置する等の工夫をとっている自治体もある。
- ・ 被災自治体を助けるための職員派遣は、自らの災害対応経験を積むことにもなっている。

検討すべき論点(案)

○首長・防災担当職員の研修・訓練等

- ・ 首長、防災担当職員の研修・訓練等をより充実したものにすることで、防災力向上がはかれるか。
- ・ 災害対応経験を積むという観点からも、自治体の相互支援の有効性を再認識すべきではないか。

○業務継続性の確保

- ・ 業務継続計画の策定と、その実効性の確保を徹底すべきではないか。

【論点6】地域における防災力の向上について

実態・課題(被災自治体の事例)

○住民の水害への備えが十分でなかったおそれ

- ・居住地の水害リスクの認識、避難タイミングや避難経路の想定、水・食料の備蓄等、住民自身による水害への備えが十分ではなかったのではないかな。

○住宅・家財の被害に対する「自助」による備えができていない

- ・水害に対応した住宅・家財の損害保険・共済に加入していない、または補償額が十分な契約をしていない被災者がいる。

参考となる事例

- ・防災意識の高い自主防災組織では、平時からの防災研修や避難訓練の実施、災害時の水位状況等の把握、連絡網を駆使した避難の呼びかけや見回り、要支援者の避難支援、安否確認の実施、避難場所の設定・開設等に取り組んでいる。

検討すべき論点(案)

○自助・共助の取組推進

- ・いざという時に住民自身が自ら判断し、適切な避難行動をとれるようにするためには、どのような取組が必要か。
- ・住民自身や自主防災組織による自助・共助の取り組みを推進すべきではないか。例えば、住民参加の避難訓練、水・食料の備蓄、地区防災計画や災害避難カードの作成推進等を全国各地で幅広く展開することが考えられないか。

○水害保険・共済の普及促進

- ・保険・共済による補償対象や補償額等について一層わかりやすい情報提供が必要ではないか。
- ・保険会社や共済の周知活動に加えて、国による普及促進をはかるべきではないか。